

整理番号 17

所管部局課名 健康福祉局保健所生活衛生課

処分担当課名 各区役所保健福祉センター衛生課

根拠法令・条例名	川崎市理容師法施行細則	根拠条項	第5条
許認可等の名称	理容師の出張業務の承認		

法令・条例等の定め	<ul style="list-style-type: none"> ○理容師法(昭和22年12月24日法律第234号)第6条の2 ○理容師法施行令(昭和28年8月31日号外政令第232号)第4条 ○川崎市理容師法施行条例(平成24年12月14日条例第60号)第4条 ○川崎市理容師法施行細則(昭和55年5月30日規則第43号)第5条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例の運用について(平成25年4月1日健康福祉局健康安全部長通知 25川健生第218号) ・理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について(平成28年3月24日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知 生食衛発0324第1号) ・理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について(平成28年3月24日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課 事務連絡) <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">公表の可・否</div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">可</div>

標準処理期間	過去に実績がないため、策定できません。
---------------	---------------------

策定年月日	平成6年10月1日	最新更新年月日	平成29年3月27日
-------	-----------	---------	------------